

吉川美南駅東口周辺地区事業者募集「第1回産業ゾーン」（食料品製造業対象） 事業企画提案におけるプレゼンテーション及びヒアリング実施要領（案）

1. 対象者

(1) 対象者

吉川美南駅東口周辺地区事業者募集「第1回産業ゾーン」（食料品製造業対象）における事業企画提案に関するプレゼンテーション及びヒアリングは、吉川美南駅東口周辺地区事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、1次審査により選定された申込者（以下「申込者」という。）を対象に実施する。

2. 実施方法（予定）

(1) 開催日時

令和元年11月中旬頃
9時00分から17時00分まで
※当日の時間については別途通知する。

(2) 会場

住所：吉川市きよみ野一丁目1番地（電話048-982-9425）
会場：吉川市役所会議室

(3) 出席者

プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、申込企業の社員等とし3人以内で行う。

なお、申込書（様式1-1又は1-2）に記載した連絡担当者は必ず出席することとする。

(4) 順番及び時間

プレゼンテーション及びヒアリングの順番は吉川市が決定し、また市の指定した時間で実施する。

(5) 実施方法

プレゼンテーション及びヒアリングに要する時間は、1申込者あたり35分とする。

- ① プレゼンテーションは、申込者が提出した事業企画提案書等に基づく説明の時間は15分以内とし、13分が経過した時点でベルを鳴らす。また、プレゼンテーションの途中であっても、15分が経過した時点でプレゼンテーションは打ち切るものとする。

- ② ヒアリングは、選定委員会委員がそれぞれの申込者に対して20分以内で行う。ただし、必要に応じて時間を延長することがある。
- ③ プレゼンテーションは、申込者が提出した事業企画提案書等を用いて内容を説明すること。ただし、事業企画提案書等に記載された文章、表、略図、イメージスケッチ等の範囲であれば、拡大用紙（パネル）を使用することができる。
- ④ プレゼンテーション、ヒアリング及び第2次審査は、非公開とする。

(6) 禁止事項

次の事項に該当する者は、失格とする。

- ① プレゼンテーション及びヒアリングを欠席した申込者。また、指定の時間に遅刻した申込者。ただし、事務局がやむを得ないと判断する理由（公共交通機関等の事故等）がある場合は、この限りでない。
- ② 事務局の指示に従わない申込者。
- ③ 拡大用紙（パネル）を使用して説明を行う場合、提出した事業企画提案書等の内容と異なる記載をした申込者。
- ④ プレゼンテーション及びヒアリングにおいて、申込企業以外の社員等を入室させた申込者。

(7) 注意事項

評価の公平性を確保するため、プレゼンテーション及びヒアリングにおいては、事業企画提案書等に記載した内容及び選定委員会委員の質問内容に沿って発言を行い、全く関係のない発言をしないよう厳守すること。

なお、守られなかった場合は、採点しない場合がある。

3. その他

- (1) プレゼンテーション及びヒアリングに関して、本要領に規定されていない事項が発生した場合は、選定委員会において協議し、決定する。
また、その内容は、必要に応じて対象者全員に通知するものとする。
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングの進行上の都合により、あらかじめ申込者に通知した時間と異なるときは、会長が入室時間をその都度指定する。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングに係る一切の経費は、申込者の負担とする。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングについては、現時点での予定であり、今後変更になる場合がある。